

申告期限は3月15日(金)まで！

令和6年度

市民税・県民税 (国民健康保険税)

申告受付のお知らせ

問合先／本庁税務課市民税G
(内線2231、2233、2261、2262)

市民税・県民税の申告受付を2月から順次、各地域で行います。

※日程は次ページ以降に掲載

この申告は、令和6年度分の市民税・県民税、国民健康保険税、森林環境税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を計算するときの基礎資料になります。

また、児童扶養手当給付申請、保育料決定手続き、公営住宅入居や金融機関からの融資の申し込みなど、各種手続きに必要な諸証明の基にもなります。

申告する場合はあらかじめ、準備するものや申告会場を確認ください。

※申告を受け付ける上で、所得税の確定申告が必要となる方は、税務署へご案内することがあります。



市民税・県民税の申告についての詳細は市ホームページに掲載しています。ご活用ください。

■申告会場について

地区指定の日に都合が悪い方は、別の会場でも申告を受け付けます。なお、申告受付期間中は、担当職員が不在のため、本庁税務課、各支所、甌島振興局の窓口での申告受付はできません。

■申告書などの送付について

通常、申告書は各受付会場で印刷するため、郵送申告などを希望された方以外への送付は行っていません。新たに郵送申告を希望される方や申告について不明な点がある方は、問い合わせください。

■申告に必要な物

①収入や必要経費が分かる書類(源泉徴収票、支払証明、収支計算書など)
※事業所得(農業など)、不動産所得や山林所得などが生じる業務を行う方全体的には、記帳と帳簿(領収書)などの保存制度の対象者となりますので、全関係書類を準備してください。

②社会保険料、生命保険料などの各種控除に必要な証明書、領収書

③マイナンバーカードまたは、マイナンバーが確認できる書類と身元確認書類(運転免許証など)

※代理申告の場合は、代理権が確認できる書類(委任状など)、委任者のマイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類、代理人の本人確認書類(運転免許証など)をお持ちください。

●令和6年度 申告受付日程表(川内地域)

月	日	曜	午前の部(9:00～11:30)		午後の部(13:30～16:00)			
			対象地区	会場	対象地区	会場		
2	1	木	川北地区(大小路側)年金収入のみの方	本庁6階 大会議室 【受付時間】 8:30～11:30	川北地区(大小路側)年金収入のみの方	本庁6階 大会議室 【受付時間】 13:00～16:30		
	2	金	川南地区(向田側)年金収入のみの方		川南地区(向田側)年金収入のみの方			
	5	月	川北地区(大小路側)年金収入のみの方					
	6	火	寄田町	寄田地区コミュニティセンター	久見崎町 寄田町(土川)	滄浪地区コミュニティセンター 土川集会所		
	7	水	湯田町	湯田地区コミュニティセンター	西方町	町自治会館		
	8	木	田海町、白浜町	八幡地区コミュニティセンター	田海町	八幡地区コミュニティセンター		
	9	金	中村町	平佐東地区コミュニティセンター	久住町、楠元町	平佐東地区コミュニティセンター		
	13	火	網津町、小倉町	水引地区コミュニティセンター	港町、湯島町	水引地区コミュニティセンター		
	14	水	水引町		陽成町	陽成地区コミュニティセンター		
	15	木	城上町	城上地区コミュニティセンター	城上町	吉川地区コミュニティセンター		
	16	金	五代町	亀山地区コミュニティセンター	宮内町、小倉町	亀山地区コミュニティセンター		
	19	月	高城町	高来地区コミュニティセンター	-	-		
	20	火	御陵下町	中央公民館	御陵下町	中央公民館		
	21	水	国分寺町、大小路町		大王町、若葉町、花木町、上川内町			
	22	木	原田町、東大小路町		-			
26	月	永利町	永利地区コミュニティセンター	百次町	永利地区コミュニティセンター			
27	火	中郷町、中郷一丁目～五丁目	育英地区コミュニティセンター	-	-			
28	水	勝目町、山之口町	セントピア	宮崎町、川永野町	セントピア			
29	木	矢倉町、尾白江町、木場茶屋町		都町、青山町				
3	1	金	隈之城町、中福良町	本庁6階 大会議室 【受付時間】 8:30～11:30	-	本庁6階 大会議室 【受付時間】 13:00～16:30		
	4	月	高江町		峰山地区コミュニティセンター		-	
	5	火	田崎町、横馬場町、鳥追町、白和町		天辰町 平佐町 向田町、東向田町、西向田町、向田本町、神田町		宮里町	
	6	水	平佐町、平佐一丁目					
	7	木	平佐町					
	8	金	若松町、東開間町、西開間町、冷水町					
	11	月	川内地域全域 (上記の期間中に申告できなかった方)				川内地域全域 (上記の期間中に申告できなかった方)	
	12	火						
13	水							
14	木							
15	金							

※2月1日(木)、2日(金)、5日(月)は、申告が必要な方で、かつ収入が公的年金だけで、他に収入がない方だけの受け付けになります。(年金以外の収入がある方は、各地区出張申告会場などで2月6日(火)以降に受け付けます。)

★まずは市民税・県民税申告が必要か確認しましょう！

